

労働基準関係法令違反に係る公表事案

東京労働局

最終更新日：令和4年8月31日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
丸全電産ロジステック (株) 伊那重機運輸営業所	長野県上伊那郡南箕輪村	R3. 11. 5	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第151条の70	100キログラム以上の機械を貨物自動車から荷卸しする際、作業指揮者を定めていなかったもの	R3. 11. 5送検
(株) 小関工務店	東京都町田市	R3. 11. 9	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の労働者にフォークリフトの運転業務をさせたもの	R3. 11. 9送検
信濃建設工業 (株)	埼玉県さいたま市	R3. 12. 2	労働安全衛生法第21条1項 労働安全衛生規則第361条	労働者に明かり掘削作業を行わせるにあたり、地山の崩壊等を防止する措置を講じることなく作業を行わせたもの	R3. 12. 2送検
(有) 丸松青果	東京都大田区	R3. 12. 2	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の労働者にフォークリフトの運転業務をさせたもの	R3. 12. 2送検
(株) 進興工業社	東京都荒川区	R3. 12. 16	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第655条	高さ2.7メートルの足場の作業床に、手すり等を設けることなく、請負人の労働者に使用させたもの	R3. 12. 16送検
吉田工業	東京都中野区	R4. 1. 6	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条	労働者に高さ4メートルの箇所、作業床を設けないまま、労働者に窓枠のシール除去作業を行わせたもの	R4. 1. 6送検
(株) 大徳工務店	東京都葛飾区	R4. 1. 7	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第655条	高さ6.3メートルの足場の作業床に、手すり等を設けることなく、請負人の労働者に使用させたもの	R4. 1. 7送検
大成建設 (株)	東京都新宿区	R4. 1. 17	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第655条の2	請負人の労働者に作業構台を使用させる際、水平つなぎ等の補強材の取り付け状態を点検していなかったもの	R4. 1. 17送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
日本運輸倉庫（株）	東京都台東区	R4. 1. 19	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の7	フォークリフトに接触するおそれのある箇所に労働者を立ち入らせたもの	R4. 1. 19送検
（株）須田鉄工所	東京都大田区	R4. 2. 4	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第111条	労働者に手袋を使用させたまま、ボール盤の作業をさせたもの	R4. 2. 4送検
独立行政法人日本芸術文化振興会	東京都千代田区	R4. 2. 18	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約2.8メートルの作業床の端に囲い等を設けることなく労働者に作業を行わせたもの	R4. 2. 18送検
協栄環境（株）	東京都足立区	R4. 3. 1	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第101条	コンベヤーのベルト部分に労働者が巻き込まれる恐れがあったが、囲い等を設けなかったもの	R4. 3. 1送検
宜保塗装	神奈川県藤沢市	R4. 3. 1	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第526条	高さ1.5メートルをこえる箇所で作業を行う際、労働者が安全に昇降するための設備等を設けなかったもの	R4. 3. 1送検
日本テクノ（株）	東京都大田区	R4. 3. 4	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の者が可燃性ガスを用いて金属の溶断の業務を行ったもの	R4. 3. 4送検
アクセンチュア（株）	東京都港区	R4. 3. 8	労働基準法第32条	労働者1名に、違法な時間外労働を行わせたもの	R4. 3. 8送検
中岡プレス工業（株）	東京都品川区	R4. 3. 11	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第131条	労働者にプレス機械を使用してプレス加工作業を行わせるに当たり、法令で定める性能を有する安全装置を使用せず、労働者に作業させたもの	R4. 3. 11送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(有) 腰越工業	埼玉県久喜市	R4. 7. 8	労働安全衛生法第22条 石綿障害予防規則第3条	労働者に建築物の解体作業を行わせるにあたり、あらかじめ、当該建築物について、石綿等の使用の有無を調査しなかったもの	R4. 7. 8送検
(有) 梅田工務店	東京都神津島村	R4. 7. 15	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第164条	車両系建設機械を用いて作業を行うときに、主たる用途以外の用途に使用させたもの	R4. 7. 15送検